

# 端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の 一部改正について

---

総務省総合通信基盤局

## 諮問の概要

本年4月に成立した「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第27号)の施行に必要な省令等の改正のうち、電気通信事業法における端末機器の技術基準適合認定で使用する測定器その他の設備(以下「測定器等」という。)の較正又は校正(以下「較正等」という。)の期間に関する規定の整備について諮問するものである。

※ 測定器等の「較正」: 国家標準器(情報通信研究機構が所有する周波数標準原器等)が示す値と被較正測定器等が示す値の差を測定し、被較正測定器等が正しい値を示すよう調整すること。「校正」は、調整を含まない。  
測定器等は、周辺温度等の環境変化や測定器等自体の経年的な品質変化により、測定値等に誤差が発生する。何もしなければこの誤差は大きくなるため、定期的に較正等を行い、常に正しい値を示すよう精度を維持することが必要となる。

### 背景と改正の概要

近年、デジタル化や部品性能の向上等によって測定器等は、回路の構造が簡素化され、優れた性能を有するようになってきており、そのような測定器等では、較正等を受けてから1年を超えても精度が維持できるようになってきている。

このような状況を踏まえ、「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」において、登録認定機関が使用する測定器等のうち、優れた性能を有する測定器等として総務省令で定めるものは、較正等の期間を、1年を超え3年を超えない範囲内で総務省令で定めることとされたため、省令委任事項を定めるほか、所要の規定の整備を行うものである。

### 施行期日

電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の施行の日  
(公布の日(平成29年5月12日)から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日)

## 電気通信事業法等の改正

「電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律」(平成29年法律第27号)による改正後の  
「電気通信事業法」(昭和59年法律第86号) (抜粋)

### 改正部分(朱書き下線部を追加)

(登録の基準)

第八十七条 総務大臣は、前条第一項の登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 (略)

二 別表第三に掲げる測定器その他の設備であつて、次のいずれかに掲げる較正又は校正(以下この号において「較正等」という。)を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器その他の設備として総務省令で定める測定器その他の設備に該当するものにあつては、当該測定器その他の設備の区分に応じ、一年を超え三年を超えない範囲内で総務省令で定める期間)以内のものに限る。)を使用して技術基準適合認定を行うものであること。

イ～ハ (略)

三 (略)

2・3 (略)

## 測定器等の較正等の期間を延長する規定の整備 (端末機器の技術基準適合認定等に関する規則の改正の概要)

### 【改正の内容】

- 測定器等メーカーが修理に対応する期間等を踏まえ、較正等の期間の延長は、製造から10年以内の測定器等が較正等を受ける場合とし、製造から10年を超えたものは、経年劣化等を考慮し、較正等の期間を従前のおり1年とする。
- 電気通信事業法別表第三で規定されている測定器等のうち、技術基準適合認定を行うのに優れた性能を有する測定器等の較正等の期間を2年とし、総務省令に定める条件に該当しないものの較正等の期間は、従前のおり1年とする。

登録認定機関が使用する測定器等(電気通信事業法別表第三(第87条関係))

測定器等		較正等の期間
一 電圧電流計	電圧、電流を測定する装置	1年→2年
二 オシロスコープ	電気信号の電圧の時間的変化を画面に表示する装置	1年
三 インピーダンス分析器	回路に交流電流を流した際に生じる交流抵抗等を測定する装置	1年→2年
四 絶縁抵抗計	端末機器の漏電に関する抵抗値を測定する装置	1年→2年
五 光パワーメータ	光の強度を計測する装置	1年
六 レベル計	電気信号と雑音の比を測定する装置	1年
七 スペクトル分析器	出力信号を周波数成分ごとに測定する装置	1年
八 プロトコル分析器	端末機器と電気通信回線設備の間の通信手順を分析する装置	1年
九 発振器	端末機器に入力する信号を発生する装置	1年→2年

- 製造から10年以内
- 被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するものは、較正等の期間を2年とする

- 製造から10年以内
- 自己較正等機能を有するものは、較正等の期間を2年とする